

職務発明の対価に関する判決の変貌

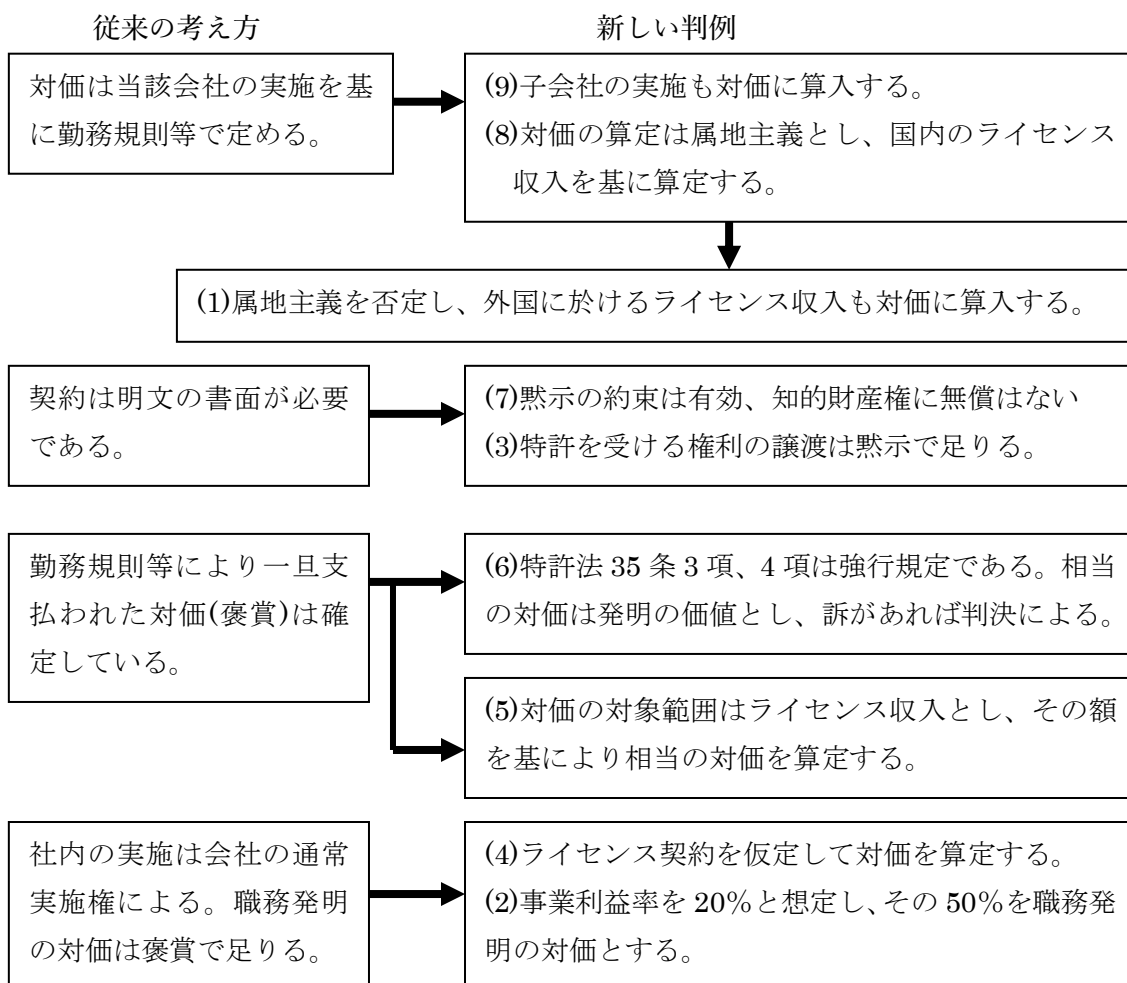
2005年2月3日

細川 学

1. 判決の変貌の流れ

雇用主	判決日	判決の要点
(1) 味の素事件	……H16.2.24	属地主義を否定し、内外のライセンス収入を職務発明の対価に算入する。
(2) 日亜事件	……H16.1.30	利益率を20%と推定し、利益の50%を職務発明の対価とする。
(3) 日亜事件東京高裁	H17.1.11	発明者の寄与度5%、職務発明の対価6億円、延滞金2.4億円で和解
(4) 日亜事件中間判決	H14.9.19	特許を受ける権利の譲渡は黙示で足りる。
(5) 中央建鉄事件	……H15.11.26	自社実施のみの場合の対価は、ライセンス収入を仮定して定める。
(6) 日立金属事件	……H15.8.29	対価の対象をライセンス収入とする。東京地裁後の収入も加算する。
(7) 柳パズ事件	……H15.4.22	特許法35条3項、4項は強行規定、相当な対価は発明の価値とする。
(8) 育良精機事件	……H15.4.10	請われて入社したときの黙示の約束は有効、知的財産権に無償はない。
(9) 日立製作所事件	…H14.11.29	職務発明の対価は属地主義である。海外からのライセンス収入は除外する。
(10) 三徳事件	……H14.5.23	子会社の実施も職務発明の対価の対象とする。

2. 判決の変貌の要点



3. 判決の概要と注目点

事件の 当事会社	判決日 平成	請求と判決		貢献度		職務発明の対象 その他の重要な判示
		請求額	判決額	会社	発明者	
(1)味の素	東京地裁 16.2.24	内金 20億円	1.9億円	95%	二人	属地主義を否定し、国内外のライセンス収入を対価に算入
(2)日亜	東京地裁 16.1.30 東京高裁 和解 17.1.11	200億円 201億円	200億円 (請求額) 和解6億円 高裁の提示 金額	50% 95%	単独 (404特許) 共同発明 を含む	相当の対価 = 売上高 × 利益率 20% × 貢献度 50% = 604億円、請求額 200億円の満額判決 発明者の貢献度を5%とし、遅延損害金 2.4億円を含め、8.4億円で和解成立
(3)日亜中間判決	東京地裁 14.9.19	持分の確認	職務発明と 認定			特許を受ける権利の譲渡は黙示で足りる
(4)中央建鉄	東京地裁 15.11.26	約 4298 万円	120 万円、売上 × 1.5% × 5% × 50%		二人	自社実施のみはライセンス収入を仮定し、売上の 1.5%とする
(5)日立金属	東京地裁 15.8.29	8975 万円	1233 万円	90%	単独	職務発明の対象をライセンス収入とする。控訴審ではその後のライセンス収入分 136 万円を追加
(6)オパース	最高裁 平 15.4.22	2 億円	228.9 万円	40%	60%	特許法 35 条は強行規定、原告特許は諸限特許 (光ビックアップ 基本特許) の関連特許と認定
(7)育良精機	水戸地裁 15.4.10	5 億円	譲渡：1708 万円(売上高の 0.5%)、 職務発明：200 万			原告が持参して入社した考案に無償はあり得ない。黙示の約束は有効
(8)日立製作所	東京地裁 14.11.29	予備的に 9 億円	合計 3507 万円	80%	三人	日本のライセンス収入を対価の対象とする。属地主義を採用
(9)株三徳	大阪地裁 14.5.23	3000 万円	200 万円	50%	単独	真正発明者の補正を認める。子会社の実施を職務発明の対価とする

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
(1)味の素の元研究所長成瀬昌芳氏が職務発明の対価を113億円とし、その内金20億円の支払いを請求した事件で、約10%の1.9億円が容認された事例	特許権持分移転登録手続等請求事件、東京地裁平14(ワ)20521号、平16.2.24、民47部判決、一部容認、一部棄却、(控訴)	人口甘味料アスパルチームの特許発明者が職務発明の対価の内金20億円を請求した事件において、判決は、 特許法35条には属地主義が認めず 、海外メーカーからのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入79.7億円とし、 会社の寄与度を95% 、共同発明者の寄与度を50%とし、既払いの1000万円を差引いた1.9億円の支払いを命じた。厚生年金による原告の利益は考慮されなかった。	判例時報 No.1853 平16.6.11
(2)日亜の元従業員中村氏が訴えた職務発明の対価の支払いを求めた裁判において、原告の請求通り200億円の支払いを命じた事例	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)17772号、平16.1.30民46部判決、一部容認、一部棄却(控訴)(中間判決:平14.9.19、民46部中間判決) 17.1.11 東京高裁にて、高裁指導で和解	青色発光ダイオードの特許発明について、元主任研究者中村修二博士は特許第2628404号の職務発明の対価200億円を請求する裁判において、判決は、 被告会社の本件特許権による利益を1208億円と認定し、その半分の604億円が相当の対価である。但し原告の請求は200億円であるから、職務発明の対価として200億円の支払いを命じた。 和解条件: 中村博士の寄与度5%、職務発明の対価=6億円、延滞損害金=2.4億円	判例時報 中間判決 No.1802 平15.1.21 本判決 No.1852 平16.6.1
(3)日亜の元従業員中村氏が訴えた特許権の共有持分の移転登録請求が中間判決により職務発明であるとして否認された事例 (2)の中間判決	特許権持分確認等請求事件、東京地裁平13(ワ)17772号、平14.9.19、民46部中間判決	青色発光ダイオードの特許発明について元主任研究者中村氏は社命に反する「自由発明」として、①共有部分の移転登録を求める、②付带的に職務発明の対価200億円を求める裁判において、判決は、 押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め共有部分の移転登録を否認する中間判決をした。 又職務発明の対価は職務発明であることが確定した後審理するとし、相当の対価は強行規定であるから裁判所により確定すると中間判示した。	判例時報 No.1802 平15.1.21
(4)中央建鉄の社内実施のみの実用新案権の職務発明の対価について、他へ実施させた場合の実施料相当額を対価と判示した(東京方式)事例	実用新案権報酬金請求事件、東京地裁平13(ワ)20929号、平15.11.26、民29部判決、一部容認、一部棄却、(確定)	他からのライセンス収入等がない社内実施のみの場合における職務発明に対する対価の算定方式には東京方式と大阪方式がある。中央建鉄の元従業員伊奈潔氏は環境予測システムの全体の売上高も基に対価(4298万円余)の請求をした。判決は、本件考案の 売上増への寄与分を1.5% と算定し、それを他に実施許諾した場合の 実施料率5% 、貢献度50%として相当額(120万円)を職務発明の対価として支払うよう命じた。	判例時報 No.1846 平16.4.1
(5)日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平14(ワ)16635号、平15.8.29民47部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価103.7万円を不服として不足額8,974.9万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約2億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に 会社の寄与度を90% とし、差引不足額1,232.5万円の支払いを命じた。 なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成16年4月27日にあり、第一審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価136万2千円の追加支払いを命じた。	判例時報 No.1835 平15.12.11

(6)リッパス事件最高裁判決において、職務発明対価の不足額の請求権と時効不成立が認められた事例	損害賠償請求事件、最高裁平 13(受)1256 号、 平.15.4.22 、最高裁小法廷判決、上告棄却、一審東京地裁平 7(ワ)3841 号、平 11, 4.16 判決、二審東京高裁平 11(ネ)3208 号、平 13.5.22 判決	リッパスの元従業員は職務発明について同社の規定により受取った対価 21 万円を不服として 2 億円の対価を請求した事件であり、1 審、2 審とも不足対価 228.9 万円の支払いを命じた。会社側が控訴した最高裁において、判決は、一審、二審を支持し、不足額 228.9 万円の支払いを命じ、 時効成立も否認 した。但し包括ライセンスに於ける 本件発明の実施状況や公知例の存在も勘案された。	判例時報 No.1822 平 15.8.11 参考：No.1690 (1 審) No.1753 (2 審)
(7)元技術部長坂本氏は請われて個人名義の実用新案登録出願を持参し育良精機に入社し、同考案商品化を事業化した事件において、同登録実用新案の対価と職務発明の対価が容認された事例	契約代金等請求事件、水戸地裁土浦支部平 8(ワ)202 号、兵 15.4.10 判決、一部容認、一部棄却(控訴)	元技術部長坂本氏が「油圧作動カッター」の実案出願をもって育良精機に入社し、同考案と氏のノウハウを用いて商品化した。同社は他に職務発明対象の特許 1 件、実案 2 件、意匠 6 件を取得した。坂本氏が持参した実案について、契約書も対価の記載も無く、職務発明の対価の約束もなかった。坂本氏はそれらの対価として約 5 億円を請求した。判決は 無名契約であっても知的財産権に対する対価に支払いは当然である とし、持参実案の譲渡対価と職務発明の対価の合計として、1908 万円の支払いを被告らに命じた。	判例時報 No.1857 平 16.7.21
(8)CD プレーヤーの発明者である米澤氏が職務発明の対価として、90.7 億円を請求した事件において、両事件合計 3489 万円の支払いを命じた事例	保証金請求事件、東京地裁平 10(ワ)16832 号(甲事件)、同平 12(ワ)5572 号(乙事件)、平 14.11.29 民 29 部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立製作所の元主任研究員米澤成二氏は職務発明の対価として甲事件(光ディスクプレーヤー主発明)では予備的に 9 億円、乙事件(関連発明)では 7060 万円を請求した。国内外の日立の生産及びライセンス(包括を含む)収入に対する職務発明の対価が争われた。判決は、発明の経緯、共同発明者、特許発明の力、ライセンス等を審理し、 属地主義に立脚し 、日立の収入を 2.5 億円とし、 日立の貢献度を 80% 、共同発明者の貢献度を 30%とし、甲事件は 3494 万円弱、乙事件は 13 万円強の支払いを命じた。	判例時報 No.1807 平 15.3.11
(9)経済・技術の両面で従属関係にある会社が行った特許出願の発明者を真正者に補正し、職務発明の対価を容認した事例	売買代金等請求事件、大阪地裁平 11(ワ)12699 号、平 14.5.23、民 21 判決、一部容認、一部棄却(控訴<和解>)	下請関係の親会社の技術により有用元素の回収を行う子会社が特許性に疑義あるとして発明者を冒認する特許出願した。その特許権について親会社の真正発明者滝川修氏が補正と職務発明の対価を求める訴訟において、判決は、発明者掲載権により真正発明者名の補正を容認し、 従業者ではない真正発明者に対する法の類推解釈により職務発明の対価 200 万円の支払い命じた。	判例時報 No.1825 平 15.9.11